

SEC フラッシュレポート

SEC は、「外国企業の開示強化」に関する最終規則を公表

(2008年10月6日)

2008年9月23日、米国証券取引委員会 (SEC) は「外国企業の開示強化」に関する最終規則を公表した。これは、2008年2月29日に公表していた公開草案を最終化したものである。適用期日は2008年12月6日であるが、一定の猶予期間が設けられている改訂項目もある。「外国企業の開示強化」に関するSECの最終規則は<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8959.pdf> から入手できる。

I 改訂の主旨

米国市場の投資家が入手可能な外国企業に関する情報を、国内企業 (米国企業) と同等な程度まで強化する目的で、外国企業に関するルールを改訂・強化したものである。

II 改訂項目

最終規則では以下の8項目について改訂が行われている。

1. 外国企業としての適格性評価の頻度を年1回に軽減

現在、外国企業としての適格性評価は継続的に行う必要があるが、今後は第2四半期末日 (決定日) に評価を行えばよいと改訂された。

■外国企業としての適格性を満たさなくなった場合

決定日以降最初に到来する事業年度の終了日から、国内企業 (米国企業) に適用される報告要請及びフォームの使用に従うことになる。

つまり、ある会社が2009年の第2四半期の末日で外国企業としての適格性を満たさなくなった場合、当該企業は2009年の事業年度に関して、(20-Fではなく) 10-Kを提出し、2010年

の事業年度の最初の日から (6-Kではなく) 8-Kと10-Qの提出が要請されることとなる。

■外国企業としての適格性を満たすことになった場合

決定日から外国企業の報告要請及びフォームの使用に従うことになる。つまり、当該事業年度の残りの期間は、8-Kと10-Qの提出は不要となり、6-Kの提出が要求されることになる。

注) 判定要件 [以下の要件を満たすと、米国企業と同様に取り扱われる (つまり、海外企業と判定されなくなる。)] 米国居住者によって直接・間接に発行済議決権株式の50%超が保有されており、かつ以下の①~③のいずれかを満たす海外政府以外の海外発行体。

- ① 当該企業の取締役の大多数 (majority) が米国市民又は米国居住者
- ② 発行者の米国にある資産が総資産の50%超
- ③ 当該企業の営業が主として米国国内において営まれている

なお、日本企業のほとんどは外国企業と判定されることが確実と想定されるため、この変更による影響は軽微と思われる。

2. 20-F提出を、決算日後4ヶ月以内に短縮

現在、20-Fの提出締切は決算日後6ヶ月以内であるが、3年間の移行期間を経て、2011年12月15日以後終了する事業年度から、決算日後4ヶ月以内へと短縮される。公開草案では決算日後3ヶ月以内の提出とされていたが、1ヶ月緩和され4ヶ月となった。

例えば、3月決算の企業であれば、現在は9月末までに20-Fを提出すればよいが、2012年3月期の決算からは7月末までに20-Fを提出する必要がある。

日本で20-FをSECに提出している企業は2007年度 (2007

年12月期及び2008年3月期)で24社あったが、うち18社が決算日後4ヶ月以内に20-Fを提出している。5ヶ月以内の企業は2社、6ヶ月以内の企業は4社である。これらの6社は、2011年12月15日以後終了する事業年度から、決算日後4ヶ月以内に20-Fを提出する必要がある。

3. セグメント情報省略の廃止

現在、Form 20-F作成規則のItem 17 Instructions (3)では、一定の要件を満たす場合^(注)、外国企業がセグメント情報を省略することを容認しているが、2009年12月15日以後終了する事業年度から、全外国企業は、セグメント情報の省略は認められなくなる。

注) セグメント情報の省略が認められる場合

SFAS131で要求されるセグメント情報の開示以外はUS GAAPに準拠しており、かつ、20-FのItem 4.Bで要求されているカテゴリーに関する情報を開示している場合を指す。この場合、監査報告書でセグメント情報について限定がついていても、US GAAPに準拠しているとみなされていた。

なお、日本企業では2007年度に5社がセグメント情報を省略して20-Fを開示している。従って、この5社は、2009年12月15日以後終了する事業年度から、SFAS131に準拠したセグメント情報を開示する必要がある。

4. 上場廃止又は登録抹消の際の報告規則の改訂

証券取引所法規則 13e-3は、報告企業等による株式非公開取引を規定しているが、当該規則に2007年3月27日に公表された最終規則「外国企業による、1934年証券取引所法12(g)項における証券の登録及び、13(a)項及び15(d)項に基づく報告書の登録義務の終了」を反映させるための改訂である。

5. Item 18方式による財務諸表の開示に一本化

現在、財務諸表を開示する(調整方式^(注)による場合を含む)場合には、Form 20-FのItem 17又はItem 18のいずれかに準拠して20-Fを作成する必要があるが、2011年12月15日以

後終了する事業年度から、Item 18に準拠した方法しか認められなくなる。

注) 調整方式

20-Fでは、US GAAPと異なるLocal GAAPで財務諸表を作成することができるが、その場合にはUS GAAPとの差異を調整する必要がある。この際、20-FでLocal GAAPを採用する場合を「調整方式」と呼ぶ。従来は、Item 17とItem 18という2種類の調整方式が認められていたが、上記のようにItem 18しか認められなくなった。なお、日本の企業で調整方式により20-Fを作成している会社はなく、日本企業に関して言えばItem 17方式かItem 18方式かの違いは、セグメント情報の開示の有無と関連している。Item 17方式においては、SFAS131で要求されるセグメント情報の開示を省略することが認められるが、Item 18方式では、セグメント情報の開示の省略は認められず、US GAAP及びRegulation S-Xで開示が要求されるすべての情報の開示が要求される。日本の企業では、セグメント情報を開示していない5社はItem 17に基づいて財務諸表を開示しているが、それ以外の19社はItem 18に基づいて財務諸表を開示している。

6. 監査人との関連を開示

以前より国内企業(米国企業)は、監査人の変更(辞任、解雇)及び会計・財務の開示に関する監査人の意見との不一致を8-K等で開示する必要があったが、2009年12月15日以後終了する事業年度から、外国企業も20-Fで開示する必要がある。

7. ADR費用等の開示

2009年12月15日以後終了する事業年度から、ADRの保有者が預託機関に支払った全ての報酬等、及び預託機関から外国企業に支払った全ての報酬等を20-Fで開示する必要がある。

8. コーポレートガバナンスの違いを開示

2008年12月15日以後終了する事業年度から、外国企業の自国基準に基づくコーポレートガバナンスと、米国において上場し

ている証券取引所において国内企業（米国企業）に要求されているコーポレートガバナンスとの重要な違いを、20-Fで開示する必要がある。改正後のInstruction to Item 16Gによれば、詳細な項目ごとの分析は不要で、簡潔で一般的な記載でよいとされている。

なお、米国の証券取引所は、外国企業に対して多くのコーポレートガバナンスに関する免除規定を置いていることから、証券取引所の規則により米国国内企業に求められているコーポレートガバナンスとの違いを年次報告書あるいはウェブサイトにおいて開示することが要求されているが、多くの外国企業はウェブサイトで開示しているケースが多い。今後はこうした情報を20-Fで開示することが求められることになる。